

1951年刊行『街娼についての調査』の骨子

— 北海道の取組例が知れる原資料 —

梶原 洋生

日本社会事業大学社会福祉学部

“A study on street prostitutes” in 1951:

A historical document in Hokkaido

Kajiwara Yousei

Faculty of Social Welfare, Japan College of Social Work

Abstract : The Anti-Prostitution Act was promulgated on May 24, 1956, and came into force on April 1, 1957. I have learned about a thin book titled “A study on street prostitutes,” a document compiled in Hokkaido in March 1951 which had been overlooked by researchers. Actually, around the time this book was published, a considerable number of street prostitutes existed in Hokkaido, and ordinances were enacted one after another to crack down on prostitution. At the beginning of the thin book I obtained, it is mentioned that Division of Women and Children in Hokkaido Department of Welfare commissioned this study. The short version of Tanaka B Intelligence Scale was used in the intelligence test, and the Uchida-Kraepelin Test was used to measure task performance. The subjects were women involuntarily admitted to prefectural hospitals in Hokkaido through crackdowns. The results showed the “extremely low level of intelligence” among the subjects. In this report, I illustrate how the study on street prostitutes was focused from the perspective of the local administration in this region, along with some literature review.

Key Words : The Anti-Prostitution Act, street prostitutes, intelligence, task performance

抄録 :「売春防止法」は、1956年5月24日に公布され、1957年4月1日から施行された。これまで研究の光が当たらなかったが、筆者は1951年3月に北海道でまとめられた『街娼に関する調査』という薄冊の存在を知った。じつはこの頃の北海道は街娼が相当数いて、取締条例が各地で制定されたラッシュの時期だった。筆者が手に取った薄冊の冒頭では、北海道民生部婦人児童課が調査を依頼したと記されていた。知能検査は田中B式の短縮版を用い、作業素質は内田クレペリン作業素質検査法を用いていた。対象になったのは取締りによって道立施設に強制入院させられたばかりの女性達だった。結果は、「知能水準が甚だ低い」等とされていた。ここでは、この地方行政の取締り側における街娼の考究がどのように焦点化していたかの骨子を明らかにし、若干の文献的な考察を行う。

キーワード : 売春防止法、街娼、知能、作業素質

1. はじめに

日本の「売春防止法」の運用について、社会福祉学の泰斗が提出した代表的な研究には、五味(1973)

のごとく、1970年ごろの婦人保護施設で、収容者の知能検査の結果が相当に「低格」だとする問題意識がありえる¹⁾。この「低格」の指摘は、いわゆる「45

通達」が障がい者の受入れを婦人の施設側に許容した結果だとして、取り上げるのである。

では、もう少し遡って、法律の立法事実は当初の段階でどのように整理できるのだろうか。じつは女性を擁護するという人権論の追い風で「売春防止法」が1956年5月24日に公布され、1957年4月1日から施行されるまで、おおよそ10年間を費やしている²⁾。この間の立法事実を捉える資料は多くないが、これまで史実の研究は蓄積され³⁾、今日では、立法過程でも様々な知能検査の結果が研究されていたとわかってきた。例えば、佐藤(1959)は、当時の調査の少なさをゆえに自ら実施とするのであるが、やはり検査結果の数値は低いと見ていた。行政サイドの取組については、梶原(2020)が1948年度版「婦人寮調査」の例を報告している⁵⁾。これは戦時下の1943年に報告された大阪松島の調査結果と比較しながら研究に取り組んだ兵庫県のもので、児童相談所の依頼によってなされていた。この兵庫の報告例では、対象者の「智能指数」(原文ママ)の低い数値を掲記し、「優先法」・「断種法」といった国家的対策が主張されていた。

さて、通史として、まず1946年1月22日にGHQが出した「日本における公娼制度の廃止に関する件」を受けて各省庁が総合的対策をすることとなっていた⁶⁾。厚生省は1946年11月26日に「婦人保護要綱」を発出し⁷⁾、文部省は1949年1月28日に「純潔教育基本要綱」も発出した。そこで筆者はこの立法過程でなされた地方行政サイドの活動を調べてきたのである。かつて各地の情勢によって各様の条例も作られ、広まって全国的なブームも起こっていたが⁸⁾、東京の婦人福祉施設には、東京以外の地方出身者が当時も「約7割」の数で入所していたというから⁹⁾、地域性を踏まえた史的研究の持続も必要がある¹⁰⁾。

2. 取組例が知れる原資料

北海道民生部婦人児童課の依頼によって1951年3月に「北大調査班」がまとめた『街娼に関する調査』という研究結果の薄冊を入手した。そこで当該調査の概要を記述しながら、骨子を整理し、若干の文献的な考察を加えることとした。これまで研究の光が当たらなかったが、1951年の北海道には街娼が

相当数いて、札幌市・千歳町・函館市・小樽市の取締条例が制定されたラッシュの時期だったから¹¹⁾、同地域での行政活動は注目に値する。なお、薄冊には目次の前に覚書相当の記述があり、民生部婦人児童課が「婦人児童の福祉増進の方策に関する科学的根拠を求めめるため」に依頼したと記す。「行政の科学化の叫ばれるとき、ひろく関係方面に活用されることを期待」したのだという。ここでは当該調査班の主任も「目下街娼の対策が真剣に考えられはじめたとき、この調査がわずかでも役立つこともあらば幸である」と述べている。ただし、実際に依頼目的などが明確に記載されていない。調査結果がいかに活用されたのかなどについても、十分に知れる由はないので、調査の意義は限定的な検証となる。当時における法律の表記や行政の部局、業界の用語例等に関しては、史実の再現性を確保する研究の性質上、原資料と同じ表現に留めざるを得なかった。筆者は、例えば「薄弱」・「低能」・「欠陥」・「文盲」等の用語を歴史的事実等の表現として、このノートの記載に残すこととした。

3. 原資料の概要

筆者が見出したのは、『(参考資料)第3輯 北大調査班 街娼についての調査(第二報) — 街娼の知能並びに作業素質 —』と表紙に書かれた薄冊である(以下「原資料」という)。日本社会事業大学附属図書館に存在し、図書扱いのラベルが貼付されている。日本十進分類法(NDC)で記載の分類番号は「368.4」、請求番号はC320-63-1である。保存版の表紙をめくると、覚書相当の記述に続いて、目次が記されている。「一、問題の提起」が1頁から、「二、知能検査」が4頁から、「三、作業素質検査」が16頁から、「四、結語」が35頁からそれぞれ述べられて、本文は36頁分ある。なかでは、「三、作業素質検査」が「(i) 比較対象についての作業素質検査」と「(ii) 街娼の作業素質」とについて各々書かれ、校了する構成になっていた。末尾に所在する「調査班の組織」の欄には、北大教授・助教授・助手のほか、札幌・函館・小樽の保健所長・技師たちが名を連ね、児童相談所長や警察関係者も加わった総勢16名体制だったと記されている。

4. 調査内容の整理 — その1 —

当該調査内容については、原資料が以下のよう
まとめる。すなわち、第1に、検査診断を行った対
象は「街娼」であった。警察では営業形態の違いに
よって、「集娼」・「散娼」・「街娼」等の語を区別して
いたが、ここではそれらを一括して「街娼」と呼ん
でいた。第2に、知能検査は田中B式の短縮版を用
いた。「文盲」の場合もあるから、文字の理解を前提
としない方法で、長時間とならずに済むのがよいと
していた。作業素質については内田クレペリン作業
素質検査法を利用していた。第3に、街娼として対
象になったのは、主に札幌の北海道立圓山治療院に
入院中の者であるが、これは検査実施前3日間の街
娼取締りによって強制入院させられた者であった。
第4に、集団検査においても概ね真面目な態度で臨
んでいたという。第5に、検査結果を比較するため、
知能検査は芸妓にも実施し、作業検査は保姆学校生
徒にも実施した。

5. 調査内容の整理 — その2 —

原資料の「問題の提起」は、「街娼は更生させ得る
か」の問いで始まる。その「結語」として、「街娼が
程度の差こそあれ、精神薄弱者であること、芸妓も
その程度を出ないこと」がわかったという。また、
「作業素質において、常人の域を外れた異常者が頗
る多い」こともわかったという。本人の側に放縦で
緩んだ生活を直す気があるかも併せて更生策を考え
ねば、成功の見込みは薄いと記されている。これま
での更生職業政策が実を結んだと聞かないのは、そ
こに原因があるとし、「科学の先導」を呼びかけて当
該調査報告は幕が閉じられていた。

筆者は調査結果の整理を進めるため、知能検査に
注目して原資料の再読を試みた。「二、知能検査」の
節には4頁に検査の結果とあり、合計73人分の「知
能点」を抽出できる。その集計結果が表1「各群に
おける『知能点』区分の該当者数」であり、I群に

分類したのが街娼、II群に分類したのが芸妓につい
てである。ここでは、知能点の数值は11から120ま
での範囲内であったから5点刻みでA(11-15)、B
(16-20)、C(21-25)、D(26-30)、E(31-35)、F(36-
40)、G(41-45)、H(46-50)、I(51-55)、J(56-60)、
K(61-65)、L(66-70)、M(71-75)、N(76-80)、O
(81-85)、P(86-90)、Q(91-95)、R(96-100)、S
(101-105)、T(106-110)、U(111-115)、V(116-
120)という22区分によって表記した。その上で、表
1について原資料中4頁「知能点の分布」によって
補足すると、相加平均はI群が70.9でII群が68.8で
あった。知能点の最高はI群が116.8、II群が105.0
であった。同最低はI群が12.0、II群が37.0であっ
た。

原資料は、結果について偏差値の角度から分析
し、「平均知能に達する者」が街娼においては30人
中6人であり、芸妓でも43人中2人だから「僅か」
だという。調査班は標準をもう少し低く取り直して
偏差値を試算した修正結果でも、「平均知能に達す
る者」は全体73人中6人に過ぎなかったとする。筆
者が、該当する6人の全体に占める構成割合を計算
したところ、それは8.22パーセントだった。

さらに筆者は原資料11頁以下の記述に当たった。そ
こでは、「三、作業素質検査」の結果が示されてい
る。この節ははじめに、「街娼は、更生の途に就かせ
得るか」について、「仕事ぶり」の素質に探りを入れ
るべきという。検査は1950年10月中に36人の街娼に
行っている。各被験者に対して、休憩の前後で作業
と誤謬の量をみて、作業に占める誤謬の割合を算出
している。結果については、札幌市内の保姆養成学
校に在籍する28人の生徒に対して同調査班が行っ
た同様の検査結果を披瀝しながら比較的記述して
いる。そして、検査を通して「街娼の特質」を見出
したという。その筆頭が、街娼は「作業量が甚だ僅
少であり、誤謬率が高い」という事柄であり、作業
曲線は「低能型を示すのが多い」と述べる。これに

表1 各群における「知能点」区分の該当者数(単位:人)

知能点	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V
I群	1	1	0	1	0	1	1	1	1	2	2	0	4	1	5	2	4	2	0	0	0	1
II群	0	0	0	0	0	2	1	3	2	4	3	6	6	8	4	2	0	1	1	0	0	0

よって「彼女たちの知能水準が甚だ低いことが覗かれる」という。つまり前節の知能検査の成績と一致すると強調するのである。これらは街娼の指導や更生策樹立の試みにおいて「是非とも考慮に入れなければならない事実」としている。

6. おわりに

日本で「売春防止法」の立法過程にあった1951年頃の北海道に関し、『街娼についての調査』という薄冊を見出した。そこで、その強制入院の現場では売春の取締行政に係る取組がいかに焦点化していたかの骨子を紹介した。この取組例で、「知能と作業素質」の調査方法は、主に北海道立病院に強制入院させた者の田中B式知能検査の実施と、札幌市立病院に掛かる患者も交えた内田クレペリン作業素質検査の実施によるものであった。結果、街娼は「平均知能に達する者」が「僅か」な上、「作業量が甚だ僅少であり、誤謬率が高い」し、多くは「低能型」だという。

日本では、1951年の4月、東京教育大学に特殊教育学科が設置され、8月に文部省初等中等教育局に特殊教育室が誕生した。1953年には広島大学の「盲学校教員養成課程」と東京学芸大学の「聾学校教員養成課程」が設置され、事務次官会議は「精神薄弱児対策基本要綱」を公表した。1954年に東京教育大学、岡山大学と並んで、北海道大学にも「養護学校教員養成課程」が認定されて、研究の基盤ができた。戦争直後の北海道大学は街娼の性病検診に医師を派遣する、この地の主要な当局であった。

1951年の北海道は、札幌市・千歳町・函館市が「風紀取締条例」を制定し、小樽市が「道路等における売春勧誘等取締条例」を制定した。じつのところ、1953年5月厚生省公衆衛生局防疫課調べによる「散娼」の人数は、北海道が2,598であったが、青森県は1,720、岩手県は114、宮城県は1,630、秋田県は193、山形県が713、福島県が201だった¹²⁾。特に、いわゆる「朝鮮戦争」の勃発で1951年にはアメリカ軍の対ソ戦略のための進駐軍要員数が北海道で膨れ上がり、あてこんだ業者が各地から女性を集めて連れてきたのだった¹³⁾。最中の北海道では、調査の対象者が押し寄せていた¹⁴⁾。

それにしても、原資料は「結語」で対象女性を「作

業素質の異常なこと自体がすでに救いがたい欠陥である」のに、「平均知能は9歳5ヶ月程度に過ぎない」から「いかなる職業に就か成功せしめることができようか」と反語的に難じていた。つまり困難を有する女性の社会生活の厳しさを、「売春防止法」の立法期において熾烈に表現した。これまで、1970年頃に婦人保護対象者の知能指数が取り上げられる研究があり、施設の収容体制について変化が論じられてきたし¹⁾¹⁵⁾、近年も施設利用者の知的障がい指摘されるのだが¹⁶⁾、1951年のこの取組例では、かように対象者の「知能」・「作業素質」を捉えていた。

いま、障がい者に対する強制不妊の歴史に係って、人権問題が取り沙汰されている。この薄冊にはかつての日本について地方行政の時局をあぶりだせる貴重な史料としての価値があると考えられた。ただし、当該調査が行われたいきさつや原資料が作成された経緯も定かでない。従って、歴史の位置づけは今後の課題である。もちろん、当時における世相の活写も十分でなく、今回のノートは、取組例を知れる原資料としての当該調査を見ながら、史実の前後を吟味する域を出ていない。

注

ノートの内容に直接関連する利益相反はない。

文献

- 1) 五味百合子 (1973) 「売春対策と婦人保護の現状と課題」『ジュリスト現代の福祉問題』537号、277-282頁。
- 2) 藤目ゆき (2011) 『性の歴史学 — 公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ —』不二出版、315-342頁。
- 3) 藤野豊 (2001) 『性の国家管理 — 買売春の近現代史 —』不二出版、9-24頁。
- 4) 佐藤貢 (1959) 「特殊婦人施設の被収容者の精神医学的考察」『順天堂医学』第5巻第1号、1-18頁。
- 5) 梶原洋生 (2020) 「児童相談所の依頼による戦後の婦人寮調査 — 兵庫県社会福祉研究所「昭和23年度研究調査報告」から —」『新潟医療福祉学会誌』第19巻第3号、123-127頁。
- 6) 労働省婦人少年局 (1955) 『婦人関係資料シリーズ一般資料第31号 売春に関する資料 (改訂版)』労働省婦人少年局、1-11頁。
- 7) 東京都民生局婦人部福祉課 (1973) 『東京都の婦人保護』東京都民生局婦人部福祉課、15-20頁。
- 8) 梶原洋生 (2018) 「『売いん』等に係る条例の制定 — 1946年から1957年までの整理 —」『新潟医療福祉学会誌』18 (2)、44-50頁。

- 9) 林千代・慈愛会 編 (1997)『慈愛寮に生きた女性たち』
婦人福祉理論研究会、36-39頁。
- 10) 平井和子 (2014)『日本占領とジェンダー — 米軍・買売
春と日本の女性たち —』有志舎、172-183頁。
- 11) 売春対策審議会 (1959)『売春対策の現況』大蔵省印刷
局、263-283頁。
- 12) 労働省婦人少年局 (1955)『婦人関係資料シリーズ一般
資料第31号 売春に関する資料 (改訂版)』労働省婦人
少年局、95-117頁。
- 13) 神崎清 (1974)『売春 決定版神崎レポート』現代史出版
会、166-182頁。
- 14) 北海道民生部児童課 (1950)『昭和25年3月 特殊婦人
についての一考察』北海道民生部児童課、1-2頁。
- 15) 全国婦人保護施設連絡協議会 (1987)『婦人保護施設に
おける「要保護女子」とその処遇に関する基本的な考え
方』全国婦人保護施設連絡協議会、14-16頁。
- 16) 東京都社会福祉協議会婦人保護部会編 (2008)『女性福
祉の砦から — 生きる力を再び得るために —』社会福祉
法人東京都社会福祉協議会、47-49頁。

受付日：2020年7月20日

